

定例監査の結果

1 監査の期間

令和3年10月27日から令和3年12月24日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

教育委員会事務局 教育庶務課、文化財課、図書館

ふれあいセンター5施設（鶴城・矢田・寺津・横須賀・幡豆）

公民館1館（幡豆）

小学校9校（八ツ面・鶴城・平坂・福地南部・一色南部・一色西部・荻原・吉田・東幡豆）

中学校3校（福地・東部・吉良）

(2) 対象期間

令和3年4月1日から令和3年9月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において、現金収納事務及び全額前金払いした委託業務についての業務状況、検査状況の監査を重点項目としたことから、当該事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に監査を行った。

小学校・中学校については、訪問監査を実施し施設管理や防災対策等の実査及び関係諸帳簿の検査、ふれあいセンター及び公民館については、施設管理状況の実査を行った。

また、9月1日に供用開始した学校給食センターについては、施設見学及び給食を実食した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 教育庶務課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

法令等に基づき適正な事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものがあった。

【契約規則第13条】

(イ) 建設工事請負契約約款に定められた工程表の届出を受けていないものや、現場代理人及び主任技術者等の通知を受けていないものが散見された。

【建設工事請負契約約款第3条、第11条】

(ウ) 物品納入検査時に納品書と物品を照合していないものが散見された。

【物品等供給契約約款第12条】

イ 公印の使用において、公印使用簿に所要事項を記載せずに使用しているものがあった。

公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。【教育委員会公印規則第8条】

ウ 会計年度任用職員給与の支給事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

基本的な事務の取扱いを十分確認し、適切な事務処理をされたい。

(ア) 通勤に係る費用弁償の支給額に誤りがあった。

【会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第30条】

(イ) 時間外勤務命令書を作成していなかった。

【会計年度任用職員・非常勤職員の手引き】

(ウ) 週休日の振替について、半日振替しているものがあった。

【会計年度任用職員・非常勤職員の手引き】

(2) 文化財課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

法令等に基づき適正な事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いにおいて、随意契約の根拠規定の適用を誤っているものがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

(イ) 請書において、契約保証金に係る記載がなかった。

【契約規則第27条】

(3) 図書館

ア 契約事務において、物品供給契約書（案）に添付されている仕様書が、契約書に添付されていなかった。

法令等に基づき適正な事務を遂行されたい。

【契約規則第27条第1項】

イ 個人情報の管理事務において、保管する必要のない債権者登録・口座振替申出書を保管していた。

条例に基づき、適正な事務を遂行されたい。

【個人情報保護条例第5条第2項】

ウ 図書館資料弁償事務において、現金弁償の金額を決定する決裁及び事前調定が行われていなかった。

規則に基づき、適正な事務を遂行されたい。

【予算決算会計規則第26条】

(4) ふれあいセンター

ア 鶴城ふれあいセンター

なし

イ 矢田ふれあいセンター
なし

ウ 寺津ふれあいセンター
なし

エ 横須賀ふれあいセンター
なし

オ 幡豆ふれあいセンター
なし

(5) 公民館

ア 幡豆公民館
なし

(6) 小・中学校

ア 契約事務において、契約書を作成していないものがあった。
法令等に基づき、適正な事務を遂行されたい。 【契約規則第26条】

イ 公印の使用において、公印使用簿に所要事項を記載せずに使用しているものがあつた。
公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。 【教育委員会公印規則第8条】

ウ 個人情報の管理事務において、保管する必要のない口座振替申出書を保管していた。
条例に基づき、適正な事務を遂行されたい。 【個人情報保護条例第5条第2項】

エ 物品管理事務において、下記のとおり不備が見受けられた。
基本的な事務の取扱いを十分確認し、適正な事務を遂行されたい。

(ア) 備品台帳に登録がないものや登録事項に不備があるものがあつた。また、台帳に登録されている寄附物品について、現物が確認できないものがあつた。

【財産管理規則第36条の2、物品管理要綱第23条第2項】

(イ) 切手受払簿が一部作成されていないものがあつた。 【物品管理要綱第10条】